

鹿児島県霧島アートの森園地管理業務委託仕様書

1 委託業務名 鹿児島県霧島アートの森園地管理業務委託

2 委託場所 鹿児島県霧島アートの森
鹿児島県姶良郡湧水町木場6340番地220 地内

3 目的

鹿児島県霧島アートの森は、霧島地域の豊かな自然の中で優れた芸術作品や自然に触れ親しむため、彫刻作品を配置した野外美術館として整備されたものである。園地管理にあたっては、当該施設の特性を踏まえ、自然と調和した個性ある芸術空間の創造に向けて、本仕様書及び別に定める鹿児島県霧島アートの森管理要領（以下「管理要領」という。）によるほか、「造園施工管理技術編」（社団法人日本公園緑地協会）等により、鹿児島県霧島アートの森における園地管理に当たるものとする。

4 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

5 対象範囲 鹿児島県霧島アートの森敷地内（野外マップ参照）

6 業務概要 鹿児島県霧島アートの森の園地管理を行う。

7 実施要領 業務内容における実施要領は、管理要領を別に定める。
(内容)

8 実施計画 毎年度4月末日までに管理業務内容等施行計画書を提出し、同計画に基づき管理を行う。

管理業務内容等施行計画書の内容は概ね次のとおりとする。

①業務概要（内容）

②業務管理計画（品質、出来高、写真管理内容等）

管理計画表（1年間分）

③業務体制表（組織表及び緊急連絡表）

④現場代理人届出書

（専属として同業務等、5年以上経験のある技術者とする。）

⑤施工法

（高木、中木剪定・低木剪定・芝刈・施肥・害虫駆除・施設管理・園地清掃・作品清掃等）

⑥使用機械

⑦使用資材

⑧安全衛生管理（関係法令、社内規則・安全対策・訓練実施など）

⑨報告書様式（月報・四半期報告・年報等）

⑩施設点検簿（管理簿）

9 報告書 毎月の作業実績及び四半期毎の作業実績を、翌月10日までに報告する。報告内容は、作業実績報告書（作業実績報告は当初計画と実績が分かるように報告する。）及び作業写真集（作業前、作業中、完成、その他必要な状況など）とする。

10 檢査 受託者は、四半期毎の作業実績報告書の提出後及び委託者が必要と認めるときは、委託者の検査を受けなければならない。
このとき、現場代理人は、必ず検査に立ち会わなければならない。

11 関係法令等の遵守

受託者は、本業務を行うに当たり、関係法令等の遵守をしなければならない。

12 園内安全管理対策・報告等

- ①受託者は、労働安全衛生法、同施行令及び同法施行規則を遵守し、作業を行う。
- ②受託者は、作業エリア内に関係者以外の立入りを禁止する場合は、バリケード、ロープ等で囲うとともに、立入禁止の表示をしなければならない。
- ③受託者は、作業に際して事前に既存施設や埋設物などの調査を行い、支障を来さないように必要な措置を施さなければならない。
- ④受託者は、管理作業に関連した事故、苦情、トラブルが発生した場合は、遅延なくその状況を委託者に報告・協議し、責任を持って対処・解決する。

13 その他事項

本仕様書及び管理要領等に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方で協議し、受託者は、その内容について、十分理解したうえで、その指示に従うこと。